

岩手県公安委員会が保有する個人情報の管理に関する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

岩手県公安委員会

委員長 小野 公代

## 岩手県公安委員会規則第9号

### 岩手県公安委員会が保有する個人情報の管理に関する規則

#### (目的)

第1条 この規則は、岩手県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が保有する個人情報の管理について必要な事項を定めることにより、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の適正かつ円滑な運用に資することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保有個人情報 法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。
- (2) 行政文書 情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号）第2条第2号に規定する行政文書をいう。

#### (総括個人情報管理者)

第3条 公安委員会に総括個人情報管理者を置き、警務部総務課長をもって充てる。

2 総括個人情報管理者は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 保有個人情報の管理に関する規程類の整備に関すること。
- (2) 保有個人情報の管理に関する事務の指導監督に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、保有個人情報の管理に関する事務の総括に関すること。

#### (個人情報管理担当者)

第4条 公安委員会に個人情報管理担当者を置き、公安委員会補佐室長をもって充てる。

2 個人情報管理担当者は、前条第2項各号に掲げる事務について総括個人情報管理者を補佐するとともに、総括個人情報管理者の指示の下に、公安委員会における保有個人情報の適切な管理に必要な事務を行うものとする。

#### (正確性の確保)

第5条 岩手県警察の職員（以下「職員」という。）は、保有個人情報の内容が事実でないと認められたときは、その利用目的の達成に必要な範囲内で、過去又は現在の事実と合致するよう、当該保有個人情報の訂正、追加又は削除をするものとする。

#### (個人情報の取扱い)

第6条 総括個人情報管理者は、職員が取り扱う目的以外の目的のために保有個人情報を取り扱うことのないよう、教養の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

2 総括個人情報管理者は、保有個人情報及びそれが記録されている行政文書について、その内容に応じ、次に掲げる事項を定めて職員に遵守させるものとする。

- (1) 取り扱う権限を有する者の範囲及び当該権限の内容
- (2) 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項
- (3) 取り扱うことができる場所
- (4) 保存すべき場所
- (5) 前各号に掲げるもののほか、適正な取扱いを確保するために必要な制限に関する事項

#### (廃棄及び削除)

第7条 総括個人情報管理者は、保有個人情報が記録されている行政文書を廃棄するときは、漏えい防止のための措置を講ずるものとする。

2 総括個人情報管理者は、保有個人情報が不要となったときは、遅滞なく、当該保有個人情報を削除するものとする。

(漏えい等発生時の措置)

第8条 職員は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態（以下この条において「漏えい等」という。）が生じたときは、直ちに、その旨を総括個人情報管理者に報告するものとする。

2 総括個人情報管理者は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、漏えい等が生じた旨を公安委員会に報告するとともに、その原因を調査するものとする。

3 総括個人情報管理者は、第1項の規定により報告を受けた漏えい等が法第68条第1項に規定する事態に該当すると判明したときは、速やかにその旨を公安委員会に報告するとともに、同項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知に必要な措置を講ずるものとする。

4 前項に定めるもののほか、総括個人情報管理者は、漏えい等の発生又は再発の防止に資するため、第2項の規定による調査の結果に基づき保有個人情報の管理の方法の改善に必要な措置を講ずるとともに、当該調査の結果及び講じた措置の内容を公安委員会に報告するものとする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、保有個人情報の管理に関し必要な事項は、岩手県警察本部長が保有する個人情報の管理の例による。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。